

# 合意書

〇〇〇〇（以下甲という）及び△△△△（以下乙という）は、甲乙間の婚姻の解消に関する件（以下「本件」という。）について、以下のとおり合意する。

## 第1条（離婚の合意）

甲及び乙とは、本日、協議離婚すること及び乙がその届出を速やかに行うことを合意した。

## 第2条（親権）

甲乙間の長女〇〇（令和〇年〇月〇日生）の親権者・監護者を乙と定めて、乙において監護養育することとする。

## 第3条（養育費）

- 甲は乙に対し、前記子の養育費として、令和〇年〇月から満20歳に達する月まで、1か月〇万円の支払い義務のあることを認め、これを毎月末日限り乙が指定する口座に振込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。
- 前記子が大学またはこれに準ずる高等教育機関（以下「大学等」という。）に進学した場合、前項の養育費の支払いは、前記らが大学等を卒業する月まで行うものとする。
- 当事者双方は、前記子の病気、進学等の特別の費用の負担については、別途協議するものとする。

## 第4条（面会交流）

- 乙は、甲が前記子と毎月1回程度面会交流することを認める。
- 面会交流の具体的な日時、場所及び方法については、前記子の福祉に配慮して、甲及び乙が協議して定める。

## 第5条（慰謝料）

甲は乙に対し、慰謝料として、金〇万円の支払義務のあることを認め、これを令和〇年〇月末日限り、乙の指定する口座に振込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

## 第6条（財産分与）

甲は乙に対し、財産分与として金〇円の支払義務の存することを認め、これを一括して、令和〇年〇月末日限り、乙の指定する口座に振込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

## 第7条（年金分割）

甲は乙に対し、甲乙の婚姻期間中における双方の年金分割の割合を0.5とすることに合意し、その年金分割に必要な手続に協力することを約束する。

## 第8条（清算条項）

甲及び乙は、以上をもってすべて解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目の如何を問わず、相互に何らの財産上の請求をしないことを約する。

## 第9条（公正証書）

甲及び乙は、本件離婚協議書と同趣旨の強制執行認諾文言付公正証書を作成することに合意した。

以上の合意成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

○年○月○日

(甲) 住所：

氏名： 印

(乙) 住所：

氏名： 印

※離婚協議書（慰謝料あり）をご使用される場合の注意点

デイライト法律事務所の離婚事件チームは離婚問題に注力していることから、不倫の慰謝料請求に関して、多くのご相談が寄せられており、ホームページ上で協議書等の書式を公開しています。

これらはすべて無料でダウンロードが可能ですので、ぜひご利用ください。ただし、書式の使用は、離婚問題に苦しむ当事者の方と弁護士のみとさせていただきます。

その他の場合、非弁行為（弁護士法違反）等、法令に違反する可能性があるため使用は認めておりません。

書式はあくまでサンプルです。個々のケースによって、最適な記載の内容は異なりますので、より詳しくは専門家にご相談ください。

特に、不倫の慰謝料請求が問題となる事案では、慰謝料の適切な額の見極めや、証拠能力の判断などがとても重要となります。

当事務所では、慰謝料の相場や証拠の判断についてもホームページでご紹介していますのでぜひ、ご参考にさせていただきます。

慰謝料について、詳しくはこちら <https://www.daylight-law.jp/divorce/50006/> のページで解説しています。

【協議書診断サービス】

当事務所では、自分で作成した離婚協議書をチェックしてほしいというご相談も受け付けています。近くに専門家がない遠方の方などは、LINE などを利用したオンライン相談も可能です。離婚協議書の診断サービスについて、詳しくはこちら

<https://www.daylight-law.jp/divorce/kyogisho/> のページを御覧ください。

※書式については、その妥当性等を保証するものではありません。

ご相談の流れはこちら <https://www.daylight-law.jp/divorce/105/> から。



弁護士法人 デイライト法律事務所  
DAYLIGHT LAW FIRM